

福祉・介護職員等特定処遇改善について

2019 年度の障害福祉サービス等報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善」が創設され、当法人においても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

1. 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得していること
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

3の「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(職場環境等要件)を公表していることです。

加算の取得状況について

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
杉並いずみ第一	就労継続支援 B 型	加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	取得
杉並いずみ第二	就労継続支援 B 型	加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	取得

賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組

内容(職場環境等要件)

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	*事業者の共同による採用・人事のローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	*働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	*有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	*雇用改善のための管理者に対する研修等の実施 *事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取り組み	*業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	*ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善